

現場代理人および主任技術者等の育児休業等に関する取扱要領 Q & A

1. 代理を配置した場合、コリンズや施工計画書の変更は必要か？
 - ・コリンズや施工計画書の変更は不要。
2. 工事打合せ簿に記載する現場代理人、主任技術者等の名前は登録上の（育児等を取得した）技術者と代理のどちらの名前か？
 - ・代理の技術者は、育児等を取得した技術者の代理であり、工事打合せ簿に記載する名前は育児等を取得した技術者の名前となる。
3. 情報共有システムは登録上の（育児等を取得した）技術者のアカウントを利用すればよいのか？
 - ・受注者側で代理のアカウントを追加登録し、決裁経路から育児等を取得した技術者を外し利用すること。なお、育児等を取得した技術者が復帰する場合は、代理のアカウントを削除すること。
4. 現場代理人および主任技術者等が代理を配置して育児休業等を取得した場合、以後の入札において配置技術者の施工経験として認めてよいか？
 - ・認めてよい。
 - ・代理として配置された者は、施工経験とはならない。
5. 主任技術者等の代理について、入札参加資格や総合評価の加点条件として求められる技術力（施工経験、資格等）は必要ないか？
 - ・監理技術者または主任技術者となれる資格を有していればよい。
 - ・代理の技術力が入札時の評価点を満足しない場合であっても、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」に規定するペナルティの対象とはしない。
6. 代理を配置している期間に事故が起きた場合、責任者は誰になるのか？
 - ・責任者はあくまでも登録上の技術者（育児休業等を取得している者）となる。
7. 育児休業等を14日以内で分割して複数回取得する場合でも、代理を配置できるのか？
 - ・代理を配置できるのは同一工事につき一回限りのため、2回目以降の休暇を取得する場合は、変更通知書または変更届出書により、育児休業等を取得している現場代理人または主任技術者等を変更するものとする。
8. 現場代理人、主任技術者等、代理について、兼務の可否が分からない。
 - ・別紙（兼務確認表）を確認すること。

9. 代理を配置したが、育児休業等の期間を延長し14日（現場閉所日を含む。）を超える場合の手続きは？
- ・14日（現場閉所日を含む。）を超える前に、変更通知書または変更届出書により、育児休業等を取得している現場代理人または主任技術者等を変更するものとする。
10. 「9」において現場代理人または主任技術者等を変更する場合、その条件は？
- ・入札時の評価点を満足する者を配置するものとし、配置できない場合は「公共工事における総合評価落札方式の手引き」に規定するペナルティの対象となる。
11. 育児休業等を取得する期間は、工期中のどの期間でもよいのか？
- ・取得する期間に制限はない。ただし、取得している期間内でも、事故が起きた場合の責任や施工経験が付与されることから、代理と常時連絡を取れる体制を確保し、工事の進捗に支障を及ぼさないこと。
12. 主任技術者等が現地での対応が必要な場合とは、具体的にどのような場合か？
- ・専任の必要な期間のうち、当該工事の品質確保において特に重要な部分の施工が行われる場合であり、具体例を以下に示す。

工事区分	工種	種別	細別	備考
鋼橋上部	鋼橋架設工	架設工	桁架設	地組は含まない
コンクリート橋上部	コンクリート橋架設工	架設工	桁架設	地組は含まない
橋梁下部	橋台工	躯体工	コンクリート	型枠・養生は含まない
道路改良	カーポート工	現場打カーポート工	コンクリート	型枠・養生は含まない
トンネル（NATM）	トンネル工	掘削・支保工	掘削・支保	

13. 常時連絡が取れる体制とは、具体的にどのような体制か？
- ・電話やWeb会議等により、直ちに連絡・指示ができる状態を確保すること。